

平成25年第4回東大和市議会建設環境委員会記録

平成25年6月17日（月曜日）

出席委員（7名）

委員長	関野杜成君	副委員長	森田真一君
委員	実川圭子君	委員	和地仁美君
委員	根岸聡彦君	委員	森田憲二君
委員	御殿谷一彦君		

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

9番	中村庄一郎君	21番	床鍋義博君
----	--------	-----	-------

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	櫻井直子君
主事	吉川和宏君		

出席説明員（3名）

副市長	小島昇公君	都市建設部長	内藤峰雄君
都市計画課長	當摩弘君		

会議に付した案件

- (1) 座席の指定について
- (2) 25第5号陳情（仮称）マルハン東大和店新築工事大規模開発事業計画に関する陳情
- (3) 所管事務調査について
- (4) 行政視察について

午後 1時45分 開議

○委員長（関野杜成君） ただいまから平成25年第4回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（関野杜成君） まずは、座席の指定についてです。本件を議題に供します。

お諮りいたします。

座席については、ただいま御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（関野杜成君） 次に、25第5号陳情（仮称）マルハン東大和店新築工事大規模開発事業計画に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 朗読いたします。

25第5号陳情（仮称）マルハン東大和店新築工事大規模開発事業計画に関する陳情

○委員長（関野杜成君） 朗読が終わりました。

本件については資料が提出されておりますので、説明を求めます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 開発を担当します都市建設部のほうから、開発事業の事務処理の流れと事業者が近隣住民に行った説明会のときに配布されました配布資料を今回お配りさせていただきました。

最初に、開発事業等の事務処理の流れ、これは東大和市街づくり条例に基づく手続になりますけれども、この流れについて説明をさせていただきます。

この開発事業に関する事務手続の流れにつきましては、お配りいたしました表の上の部分、2つのボックスに分かれておりますけれども、「大規模土地取引行為の事前届出」と「大規模開発事業の手続き」、それから下にございますボックスの「開発事業の手続き」、3つの手続に分かれます。今回のパチンコ店の出店につきましては土地の取引を伴いませんので、なおかつ5,000平方メートル以上の敷地の開発ということで、上のほうの下段にあります「大規模開発事業の手続き」といった内容の手続が今行われているというところでございます。

この内容につきまして、詳しくは都市計画課長のほうから説明をさせていただきます。

○都市計画課長（當摩 弘君） それでは、引き続きまして、大規模開発事業の手続について御説明させていただきます。

お手元のA3の長開きの資料をごらんいただきたいと思います。

1つ目のボックスのうちの2段目のところに、開発事業の手続の部分がございまして、こちらについて、まず左側に開発事業者の作業についての流れが書いてございます。その隣が市のほうの事務の流れになってございます。一番右側につきまして、こちらにつきましては市民等のかかわる部分になってございます。その右隣の欄に説明書きということで①から⑨まで項目が掲げてございます。こちらに基づきまして、現在どのような事務が進捗されているかということをお話ししていきます。

まず、事業者の欄のところの「窓口相談」ということで、これは4月上旬に事業者のほうから窓口相談がございまして、①番の、これは街づくり条例の第33条に基づくものなんです、土地利用構想の届け出というも

のが4月16日に市のほうへ提出されました。同じ日に、対象地となります桜が丘2丁目の当該地に、事業者によって構想の標識の設置がされております。これが②番の前段の部分に該当するものです。同じ②番の後段の説明会の開催についてなんですが、こちらにつきましては、4月23日に開発事業者により桜が丘市民センターにおいて開催されております。

続きまして、③番、こちらは市のほうの事務になるんですが、34条第1項の規定に基づきまして、土地利用構想の公表等ということで4月18日から5月1日まで公告・縦覧を都市計画課窓口で行っております。

引き続きまして、④番ですが、こちらにつきましては土地利用構想の説明会等の報告ということで、5月14日に事業者より都市計画課のほうに説明会の概要についての報告がございました。出席者31名、あるいはそのとき出されたやりとりなどの報告でございます。

それから、⑤番、34条第1項に基づくものですが、こちらにつきましては意見書の提出等ということで、こちらは市民にかかわる部分の内容でございます。3週間の間に24件の意見が提出されておまして、さらに周辺住民以外の方からも4件提出をいただいております。

それから、⑥番、こちらにつきましては市の事務になりますが、開発事業者に対して意見書の送付を行ってございます。これは、先ほど申しました市民等からいただいた意見について事業者へ送付したというものでございます。

それから、⑦番と⑧番を飛ばしまして、⑨番、ここで第35条に基づいて土地利用構想に対する助言及び指導という項目があるのですが、⑥番の意見書とともに事業者のほうに市のほうの助言をあわせて行ってございます。

⑦番、34条4項に伴う見解書の提出、これは事業者から市のほうへ提出する書類なんですが、こちらについてはこの大規模開発事業の手続の中ではまだ提出されておられません。

したがって、⑧番の意見書及び見解書の概要の公表、これは市が行うんですが、こちらのほうもまだ事務としては行ってございません。

以上、この大規模開発事業の手続の中で行われている現状といたしましては、ここまでの手続となっております。

あと、本日、資料として提出させていただいております、まずA4判のほうの土地利用構想の概要ですが、こちらにつきましては、旧松田工業所の跡地ということで、面積としましては1万1,521.43平米となっております。このうちに、建築面積としましては6,910.00平米ということで建築計画が出ております。延べ床面積は1万6,794.50平米ということになっておりますが、こちらにつきましては、建物が2棟ということで、こちらの合計の面積になってございます。その建物の配置につきましては2枚目の資料、土地利用計画図というのを本日添付させていただいておりますが、こちらに、構想段階ではありますが、敷地の西側にパチンコ店、東側に立体の駐車場というような構想となっております。

以上です。

○委員長（関野杜成君） 説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

本件の審査に当たり、陳情提出者からの意見聴取を10分から15分程度で行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時10分 開議

○委員長（関野杜成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時21分 開議

○委員長（関野杜成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、質疑を行います。

質疑の前に、議会議務局次長から発言があります。

○議会議務局次長（長島孝夫君） 事務局から1点報告させていただきたいと思います。

本案件の陳情でございますが、本日付で11名の追加の署名がございましたことを報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長（関野杜成君） 引き続き、質疑を行います。

○委員（御殿谷一彦君） 市議会のほうではこの陳情を受けているわけですが、市のほうでも住民の方からいろんな意見を聴取しているというふうに思います。その意見を受けて、また市としてこの開発案件に関して住民サービスのためにどのような対策または方法で臨んでいるのか、お聞かせいただければと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） この陳情と同様の内容の要望を市長宛てに受けております。

開発担当の窓口といたしましてこの要望者に回答をしておりますが、その内容につきましては、やはり市といたしましてもこの大規模な土地利用転換による周辺環境への影響については懸念をしておりますということを考えているところでございますが、こういった開発にかかわる調整を行うことを目的に東大和市街づくり条例を制定し、早い段階で情報提供をいただき、その調整をしていっていただきたいという願いを込めての街づくり条例の制定でございますので、今出てきている情報提供の中でできることを、今後、市も行っていきたいという内容になっております。

その一つといたしまして、事業者に対しましては、現状この計画地が工業地域の用途地域の指定がございしますので、できれば工業地域、その用途の指定にふさわしい土地利用を図っていただきたいということを伝えております。

また、計画を進めるに当たりましては、周辺住民の方々に対する説明や調整等を十分に行っていただきたいというようなことを助言している内容でございます。

それから、今後この街づくり条例に基づく手続が進められていくわけでございますが、工業地域に法的に適合する建築物の計画として出てきている以上、市といたしましては、これを権限がない中で建築はだめだという判断をするわけにはいきません。ただ、街づくり条例に基づき協議をしてみたいと思いますので、その際には周辺環境への配慮を求めていくといったようなことで努めていくという考えでございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 先ほど、今の部長の御答弁の中で、こちらが工業地域であるということで、工業地域にふさわしい土地活用というふうな御答弁があったと思います。市として考えているその工業地域にふさわしい土地活用というものはどのようなものを考えていらっしゃるのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 工業地域につきましては、周辺の状況を見ておりますと、土地利用転換が図られ住宅用地に使われているということが多くなってきております。ただ、工業地域ではないと営めない工場等がございますので、非常に貴重な用途として残っている大きな用地だというふうに考えております。

また、市の都市マスタープランにおきましては、一定の土地利用の転換といったことは認めざるを得ないのかなんことを考えておまして、いろいろな多用途の混在、いろんな機能を持った用途が法に適合した中で図られていくことについては調整を行い、お互いに環境を守りながら共存していける土地利用が営まれることが好ましいというふうを考えているところでございます。

したがいまして、具体的にどういった業種の工場にお願いしたいとか、そういったことについては市では詳細な計画を持つものではございませんが、法で適合している用途について、なおかつ周辺環境と調整がとれる内容であれば、共存共栄できるような方向にきちんと誘導していく必要があるというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（関野杜成君） ほかに質疑ございますか。

○委員（実川圭子君） 今、周辺の住環境に配慮したという御答弁が何回か聞かれたんですけども、その周辺の住環境に配慮したというのは、私はそのパチンコ店自体、周辺の住環境には悪い影響があるというふうを考えているんですけども、そのパチンコ店について、それ自体がどうなのかということを考えているのか、それともパチンコ店が建つことは認めるけれども、その建て方を住環境に配慮したものにしてほしいというふうに捉えているのか、そのあたりがわからないんですけど、教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 用途で申しますと、法的に適合している用途であれば、あとはその建て方であったり交通の状況であったり、そういったようなことを調整していくことが必要ではないかというふうを考えております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） ということは、パチンコ店自体は建築基準には合っているのですが、そこは建てたいと言えば市のほうは許可するしかないということで、あとはその建て方自体を配慮してほしいというような認識でよろしいでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市といたしまして、権限があつて許可だとかできる行為ではございませんけれども、特定な用途だからといって、そこではだめですよということは言えないということでございます。

以上でございます。

○委員長（関野杜成君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

○委員（森田憲二君） 陳情者から言っている撤回ということで、ちょっと確認をさせてもらいたいと思いますけど、流れ的にいって、委員会で採択された場合で、これらの、場合によっては相手方から当然何らかの形で議会として撤回をすることが決まりましたと、これ本会議で決まるわけですから、そちらのほうで撤回で受け入れられたとした場合、市としての見解と議会としての見解が変わってくると思います。その場合の対応とい

うのか、市のほうの対応は考えているのかどうか、その辺ちょっと1点だけ確認させてください。

○副市長（小島昇公君） 先ほど来、部長のほうから御答弁をさせていただいておりますが、法に適合したものについて市がノーですよということは言えないというところは御理解をいただきたいというふうに思っております。ただ、助言をした内容としましては、先ほどの答弁と重複しますけれども、工業系の土地利用とするよう再考願いますというお願いをまず1つ目にしております。2つ目に、実際に周辺の交通安全とか環境に配慮したというところをお願いしてございます。

ですから、市といたしますと、法律に基づいて行政執行しているわけでございますので、そこの範囲を超えて判断をするということではできない。議会と判断が違った場合、行政側が議会の判断について何か意見を申し述べる立場にはございませんが、同じ方向を向けるんじゃないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員（森田憲二君） 同じ方向というのは、最終結論でいいなと思っているんですけど、議会と行政側のほうと違う見解が出た場合、今度、議会と行政との対立になってくると思うんですよ。これは今度相手のほうもそういう対応、行政側のほうでは住環境を守りながらどうぞという話だと思うんですよ。ところが、議会のほうは撤回ですよといったときに、当然、先々裁判になってくるのかなといったときは、それだけ、ここは議会側の考え方でそれぞれ御意見があると思うんですけど、まとまったときに、議会としての行政権に対する責任というものがあると思います。ただ、来たからマルですよ、バツですよって話じゃなくて、最終的には責任をどこに持っていくのか、当然これ、議長のほうの責任になってくるのかなというふうに思います。

ですから、私が聞きたいのは、市のほうの見解は街づくり条例ですとか前のマスタープランだとか、そういうのも変えてもつくってあげたいという解釈になっちゃうんですよ、今聞いていると。そうではなくて、あくまでもマスタープランですとか街づくり条例を尊重した上で、工業地域の利用を考えてくださいと再考を願ったかもわかりませんが、その辺の将来のまちづくり、要するにこれはこの件と外れるかもわかりませんが、あそこの工業地域はどうすればいいのかということについてプランニングがあればお話をしてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 工業地域につきましては、用途指定だけありますと今回のような問題がまだまだ発生してくるというふうに考えております。

一つの例で言いますと、近くに桜が丘2丁目の地区計画を決定しているところがございますが、そこはイトーヨーカドー等が建っている一団のところなんです。そこにつきましては、工業地域の用途はそのままにして、ある程度商業環境、住環境を守るための地区計画を決定し、皆さんで共通のルールとして環境を守っていくというふうに整備されているところがございます。広く市として他の工業地域、まだ地区計画が決定されていないところについても同じように権利者を交えてそういう話し合いができルールづくりができれば、こういった問題等も未然に防げたかというふうに思いますけれども、まだそのように至っていないところにつきましては、法律が認めているものについては、市にそれを許可とか確認をおろすという権限がございませんので、非常に難しい問題になると思います。

それで、法的にということが先ほど森田委員のほうからございましたけれども、市は今回の開発につきましては許認可的な権限はございませんが、街づくり条例に基づく手続を進める上できちんと協定を取り交わすまで協議を進めていくという責務がございます。事業計画者が法律に基づいて、また条例に基づいて進めてくる手続について、先ほどの答弁とも重複しますけれども、特定の用途だからといってそれを拒否するというような

ことはできないということを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（森田憲二君） 考え方は、そこで地区計画って、どこでどうしたらそういう言葉が出てくるのかなという感じもするんですよ。

この地区計画をほかの工業地域の中の全体の中の地区計画が決まっているんだったらいいんだけど、ごく一部ですよ、面積的にしてね。最大その地区計画の中の地権者の一番多く持っているのが200坪、300坪、それ以上の方もいるかもわかりませんが、それをこちらのほうに適用するというけど、そういう言葉が出てくるのは逆に考えればおかしな話で、見ても桜が丘市民広場、これは市役所ですよ。マルハン建設予定地、老人ホーム、それからあと反対側は中小企業大学校、ここの地権者が集まってどういう協議をやるということを考えているんですか、地区計画というのは。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 済みません、ちょっと言葉が足りなくて申しわけございません。

地区計画をかけた場合は、その地区計画の区域内だけにその制限が働くものです。したがって、私がちょっと先ほどお伝えしたかったのは、そのような制限と法的に位置づいた制限がなければ、市としては計画についてそれはだめだとか、拒否したりするようなことができないということをお伝えしたかったというふうに酌んでいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（関野杜成君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（森田真一君） この当該地域については、もう御存じのようにヤオコーさん、それからこの市民広場を場所にした給食センター、それから3市共同リサイクル施設等、それからもう一つ言うと、警視庁の有家族待機宿舎と建設が次々と続いていて、そういったところでいいますと、今現状、市民の方からお話を伺いましたけれども、工事車両がそこで駐停車されたりとか、複合的に環境に負荷を与えているという問題もありまして、それは個々の事業者さんからするとコントロールのできない問題、つまり逆に許認可——許認可という言い方は適当じゃないですが、その受けるほうの市のほうでコントロールしていただかなかつたらどうにもならないという問題でもあるのかなというふうに思うんですね。

そこのところではどういうふうに市では、そういう複合的な影響について指導するようなことは可能なのかということをお教えください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今後、この計画が進むことになり、もし建設に至った場合のことになると思いますが、今森田委員から御指摘がございましたように、建築にかかわる車両等が頻繁に出入りするようになると思います。これの調整といったことにつきましては、個々には成り立つ話でも、幾つかの施設がありますので、それは御指摘のとおり複合的に全体を見ないといけないというふうに考えております。

そういったことを進めていく上でどのように調整を図るかにつきましては、建設の時期等をあわせて、関連する事業者等と一緒に調整会を持つような方法により、ある程度緩和できるのではないかとというふうに考えているところでございます。

また、今後進むとなれば、そのような方法をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（関野杜成君） よろしいですか。

○委員（実川圭子君） 済みません。先ほど部長の答弁で、街づくり条例の手續として、今後また協議を進めて

いくというようなお話があったと思うんですけども、私はこの陳情趣旨の中で5行目ぐらいに、「このままでは一方的にパチンコ店の事業計画が進み」という、その「一方的」という言葉にすごく着目しているんですけども、今後、市民の方も交えてまた何かこう意見を言ったりというような、協議をしたりというような場を設けるようなことはできるのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 街づくり条例の中で、今回の大規模開発の土地利用構想の説明会といったものは、縦覧期間中に1回開くというようなことでの義務づけになっております。ただ、これにつきましては、周辺の方たちから引き続きの説明会の要望等があればそういったことは事業計画者にお伝えし、なるべくそういったことに応じてもらうように協議していきたいというふうに考えております。

今回助言している内容は、きちんとした説明を果たしてくださいということをおっしゃっておりますので、そのような進め方で進んでいくのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） もう1点なんですけれども、その説明会というのを4月23日に行っていますけれども、私も参加したんですが、そのときに説明にいらした方が直接の事業者ではなくて建設会社の方だったと思うんですけども、そのあたりはどのようになっているのでしょうか。

○都市計画課長（當摩 弘君） ただいまの御質問ですが、大規模開発事業に係る説明会の開催、34条の2項に該当する部分ですが、こちらの記載につきましては、説明員の委任の関係ですとかにつきましては記載が特にございませぬので、こちらにつきましては、その辺のところの部分につきましては代理人でも特に大丈夫であるかなというふうに思っております。

○委員（森田真一君） 私もあの説明会には、4月23日の説明会には参加をさせていただいたんですが、その代理の建築業者さんだけ、お二人だけが説明をされて、そこにはマルハンさんの関係の方はお一人もいらしていないんです。ですと、住民の方からのその事業の、実際に行われる事業の中身ですね、例えば何時までやるのかとか、どれぐらいの、駐車場の台数は大体ではわかるんですけども、何台ぐらいパチンコの機械が入って、どれぐらいのお客さんが日にいらっしやると見込んでいるのかといった事業の内容は全くわからない、つまり説明がされていない状態で終わってしまった。そして、2回目以降の説明会を開くのかどうかということについてもその場では言明できなかった。マルハンさんが来るのかどうかもおっしゃってはいましたけれども、実際その約束はそこでは立場ししかねる、こういうようなお話ありましたので、そもそもこの説明会自体が成り立っていたのかどうかということも非常に怪しいなというふうに私は思ったんですが、これについてはいかがなんでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 説明会の持ち方については、先ほど都市計画課長のほうから御説明申し上げましたが、今後進めていく中では、委任状が出てきたりとかそういった形になりますけれども、今、条例の中に入りたいが中では、事業者がこの条例に基づき責任を持って開催した説明会というふうに捉えていただきたいと思っております。

その対応についていろいろと御意見があれば、それは参加された方の意思ではっきりと伝えていただき、また市にもそういったことが伝わってきますので、この説明会についてはこういう状況だという報告を受けている、それについて善処できないのかといったようなことは十分市からも計画者側に伝えることができますので、そのようなことに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 今いろいろ出ていたんですけども、先ほどの開発事業の事務処理の流れに沿って御説明いただいた中で、今いろいろな委員の方から出ている4月23日の市民センターにて開催された説明会についての質問出たと思うんですが、その流れの中の④番のところで、説明会などの報告という形で、その説明会を開催した側から市に報告が来ていると思うので、先ほどの説明は31名という出席者の人数のみ説明されていましたが、事業者側からは、説明会はどういう形で終わってどういう内容だったという報告が出ているのか教えてください。

○都市計画課長（當摩 弘君） 4月23日に行われました説明会の事業者からの市への報告ですが、出席者の人数と会場、あと時間ですね、それと当日行われました発言内容が、住民の方と、あとこのときは事業者のほうの回答ということで順を追ったような形でのやりとりが市のほうへ報告届いております。

一例等で申しますと、交通の関係についての御質問がかなり多くて、こちらについての対応というようなことで御質問があるようです。こちらにつきましては、事業者のほうでは安全を確保するような対応について検討していきたいというような形での内容になります。

あと、そういったものについて検討という形で、持ち帰って検討したいというような回答が寄せられています。

以上です。

○委員（和地仁美君） 2点ありまして、持ち帰って検討してから回答することについての、いわゆる周辺住民の方への説明というか回答の方法というものを市は把握しているのか。

それから、先ほど条例の中で、実際の事業者ではない方が説明会をやることに関して特に縛りはない、今現状の、現行の条例の中では縛りがないということなので、現行の条例はきちんと守られているという説明があったと思うんですが、逆に現行の条例の中で、説明会には必ず出席をしなきゃいけない、例えば市のほうが助言をすとか、今回、市長に同じ内容が出ているものに関して、こちらの市長からの、市からの回答として、周辺地域の住民の方への説明を十分にしたいと考えているという回答を出したというふうに先ほど御説明あったので、その趣旨を踏まえてもそれを実現化させるために、例えばその助言をしていく市側の人が、例えばその説明会に発言をする側とかそれを受ける側として、市民と一緒に聞く側に出ることが義務づけられたりとかというような、参加者の義務づけというようなのは現行の条例の中にはないのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 1点目の、持ち帰った質問についての回答ということでございますが、それについては、現在、縦覧期間プラス1週間の間に受けた意見書を事業者側に送付しておりまして、その見解を待っているところでございます。その意見書等と重なる部分もございますので、そういった見解の内容にもし足りない部分があれば、もう一度問い合わせをしたいというふうに考えております。まだ全てについて、この説明会等のやりとりについての回答をいただいているということではありません。

それと、2点目の、説明会の参加者の要件といったことでございますが、開発事業につきましては、今後もし委任状が出され、委任された設計会社や建設会社が今後の説明会等をずっと務めていくといったようなことは常でございますので、必ず事業者がそこに参加するというようなことを義務づけている内容ではございません。ただ、きちんと説明できるように、また何回も繰り返しにもなる説明会になる可能性もございますので、その場できちんと説明をしていただくというようなことで対応をお願いしているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 済みません、もっとシンプルに聞きます。

先ほどの1点目は、市民の、説明会に参加した方からいただいた宿題を持ち帰って検討するという形で持ち帰っているものがあるということでしたので、その説明会に参加された方に回答しなきゃいけないよね。その回答の方法について市は把握しているのか、もしくは助言、指導をしているのかというのが1点目。

2点目は、事業者の方ではなくて、例えば市のほうは法的にとめることができないというか、やれる範囲が決まっていますけれども、その中で助言をしたり指導をしたりというような機能を果たしている部分があると思いますので、そのチェック機能をきちんと果たすために、説明会も事業者側からの報告だけではなく、説明会に市の関係者が参加してどんな内容でやったかというようなチェック機能を果たすような内容は今の条例の中にありますかということです。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 済みません、質問をちょっと把握し切れませんでした。

1点目の回答の方法については、この場で今すぐどうしようということとは言えない部分もございます。事業計画者のほうと調整が必要だと思っておりますので、それは今後きちんと回答できる方法を指導していきたいというか、申し入れていきたいと思っております。

また、説明会に市が参加といったことですが、原則としてこの説明会に市は参加しておりません。市が参加するといった説明会は、市がかかわる部分がある開発であれば参加しますが、その説明会の内容がきちんとしていたものかどうかのチェックの機能といったようなことでの参加といったことは考えておりません。きちんとした報告を受け、それを確認しているというところで事業の手續としては進めていくつもりでおります。

以上でございます。

○委員長（関野杜成君） ほかに質疑ございますか。

○委員（森田真一君） まず、今話し合っていることは、このパチンコ店をここにつくってくださるなということが主題となっておりますが、市の見通しでは、今のルールの中ではそれ自体を要求するのはなかなか難しいという認識だと思うんです。

そのときに、では、住民が望まれるような、この出店等によって損なわれかねないような環境の悪化に対してどういう補填をさせていけばいいと考えるか、またそういうようなことを要求するような方策が検討できるか、他の自治体なんかで同様の、類似の問題が発生したときに、その開発とパーターでといったらいんですか、何かこう住民の福祉のために要求できるようなものは想定できるかどうか伺います。

もうちょっと端的に言うと、例えば桜が丘のマンション開発では、市は事業者の皆さんと協定を結んで保育園の用地の確保なんかも実際に今回実現させたりとか、そういうようなこともやっているわけですよね。このパチンコ出店の場合だとそういうようなことは想定できるかどうか、方法は、中身は何でもいいと思うんですけれども、今の時点で考え得ることは何かあるのかというのがもしあれば教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今後協議に入る開発事業につきまして、なかなか今どこまで考えているかといった個人的な見解を申し上げるのは難しいんですけれども、開発事業はその事業ごとに非常に特性が出てくると思います。それで、またその開発の目的が住居系であるか、このように事業系であるかといったようなことにもよって求められること、また事業者側が応じられることも違ってくると思います。一概にどういうことを求めていけばいいかといったようなことはなかなか申し上げられませんが、ただ大規模な土地利用にかかわる内容でございますので、社会貢献、地域貢献についてはきちんと求めていきたいというふうに考えていると

ころでございます。

以上でございます。

○委員長（関野杜成君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時28分 開議

○委員長（関野杜成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより自由討議を行います。

自由討議ございますか。

○委員（実川圭子君） 討議というか、ちょっと意見を述べたいと思いますけれども、私はこの陳情趣旨のところの3行目あたりの「パチンコ店という風俗営業による環境治安の悪化が最も危惧される問題です」というところが、やはりこの陳情者の方にとっては住環境が脅かされるというように捉えていらっしゃるんだと思います。

陳情者の方のお住まいが桜が丘の地区計画内であったりとか、街づくり条例でいえば今回の建設予定地の地域住民に当たる方だと思いますので、そういった方の意見といいますか主張はしっかり守られるべきだと思いますので、陳情者の要望は今後もしっかり取り入れていくべきだと考えています。

○委員長（関野杜成君） ほかにございますでしょうか。

○委員（森田憲二君） これは言っていることは十二分にわかります。ただし、意に反するというか、誰が見てもおかしいなど。理由の中に交通渋滞、騒音とかありますけど、現にあの地域では今、ヤオコーがここで入っています。そのことは一言も触れないで、自分たちの利益にプラスになることに関しては一切言っていない。それは、ある意味では住民のエゴも入っているのかなど。それも十分に理解はしたいと思うんですけど、当然リサイクルセンター、それから市のほうが予定しております新学校給食センターも予定をしております、それもこの中に入ってしまうのかなというようなことも危惧されます。

それは、パチンコだけを目のかたきにしているというような感じもしているんですけど、自分たちのプラスになるそういった行為に関しては、私もあそこ何回か通ったことがあるんですけど、かなり建設中の大型車両というのかな、規制を受けて通行どめまでいきませんが、という経験もあります。ならば、給食センターも同じことだと思いますし、他の事業についても同じことではないか。その辺は自分たちのエゴを捨ててもらいたい。

それから、自分たちの住んでいるところもマンション建設をつくったときも、そういう渋滞ですとか騒音ですとか、ないというわけありませんから、やはり鶏か卵が先かという話にもなるとは思いますけど、その辺はきちんとした行政側が指導しているまちづくりですとか、マスタープラン等ともこれはきちんと守ってやっていただきたいし、そこだけを抽出して言うてくるのは、逆に考えればおかしいのかなという部分を指摘をしてお

きたいと思います。

○委員長（関野杜成君） ほかございませんか。

○委員（森田真一君） この際、動議の提出をいたします。

本件につきましては、自由討議を終了し、討論を省略し、次の2つの意見、1として、「法令が遵守されている以上、民間事業者に対し市議会として撤回を求めることはできないと考えるが、行政側の指導・助言の徹底を図ることを強く求める。」

2として、「陳情理由の3については、市議会として趣旨採択の対象から除く。」、この2つの意見を付して、意見つき趣旨採択として直ちに採決をされることを望みます。

委員長においてよろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

○委員長（関野杜成君） ただいま森田委員から自由討議を終了、討論を省略し、「法令が遵守されている以上、民間事業に対し市議会として撤回を求めることはできないと考えるが、行政側の指導・助言の徹底を図ることを強く求める。」また、「陳情理由の3については、市議会として趣旨採択の対象から除く。」との意見を付して、直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

25第5号陳情（仮称）マルハン東大和店新築工事大規模開発事業計画に関する陳情、本件を「法令が遵守されている以上、民間事業者に対し市議会として撤回を求めることはできないと考えるが、行政側の指導・助言の徹底を図ることを強く求める。」また、「陳情理由の3については、市議会として趣旨採択の対象から除く。」との意見を付して、趣旨採択とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 御異議ないものと認め、よって本件を意見つき趣旨採択と決します。

○委員長（関野杜成君） 次に、3番に入ります。

3のその他に関してなんですが、済みません、こちらのほうが議題としてなっておりませんでしたので、その他を削除いたしまして、本日の委員会日程に、1、所管事務調査について、2、行政視察についての2項目を新たに追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） ありがとうございます。

異議ないということで、その他を削除し、追加日程として、所管事務調査についてと行政視察についてを追加いたします。

○委員長（関野杜成君） まず、1点目、所管事務調査について、建設環境委員会としての所管事務調査を皆様から御意見を伺いながら進めていきたいなと思っております。

本来であれば、もう少し早目に委員の皆さんにお知らせできればと思ったのですが、ちょっと時間の関係上、本日こういった形でお知らせすることになりました。

本日あればとは思いますが、私、委員長としても本日提案をした案件でもありますので、今度の建設環境委員会のほうが開かれるときまでに何かありましたら、委員の皆様の方で諮っていただければと思っております。

何かありましたら。

○委員（森田憲二君） 個人的なことで大変恐縮なんですけど、今まで考えていたことをちょっと申し上げておきます。

大震災を考えたときに、架橋というか橋がどういうふうになっているのか。これは公共施設の建物の中では、結構、順次調査しますよ、耐震もしますよというようなことがあります。できれば、建設環境委員会の中で、東京都が管理している架橋、橋梁というのかな、架橋じゃなくて橋梁、（「橋梁」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。それから、個人が所有しているもの、それから市が管理しているもの、幾つか分かれていると思います。その辺の耐用年数とっていいのかな、その辺もちょっと具体的には次回申し上げたいと思うんですけど、それを委員会として調査する必要があるんじゃないかというふうに考えているもので、もしできれば皆さんの御同意がいただければ、所管事務調査の中に入れていただければありがたいかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（関野杜成君） 今、森田委員のほうから出ました。内容としては、多分、市内の橋梁についての現状確認と今後の課題という言い方がベストなわけですけれども、課題としてしまうと、多分課題の問題点だけしか出せないで、そこに対して何か答えまで出すのか、それによって多分、文言がちょっと変わってくると思うんですが、もし皆さんの中で今森田委員からの提案に対して、ああ、やってみましょうということであれば、きょうも議題としてオーケーがいただければ、今後の、あさっての議会のほうで所管事務調査として一応位置づけがされるんですけれども、細かいものがまだ決まっていないということであれば、次回にもう一度細かく、どういった題目にするかを話し合った上で、9月の議会で所管事務調査という形に充てられればなというふうに思っていますが、どちらにいたしましょうか。

○委員（和地仁美君） 先ほど委員長のほうからも、本日の議題設定というか、でしたので、次回のときに最終的な取りまとめということですので、森田委員の意見も確かに調査するには適当だなと思いますが、皆さんも少し時間を置いていただいたらよりよいものがあるかもしれませんので、次回決定という形でお願いしたいと思います。

○委員長（関野杜成君） 今、和地委員のほうから、今委員会ではなく、次回の委員会ということで所管事務調査に関しての意見がありました。そのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 次回の建設環境委員会までに皆さんのほうで会派にお持ち帰りいただいて、何かありましたらそのときに意見を述べていただければと思います。

所管事務調査については、以上です。

○委員長（関野杜成君） 次に、行政視察についてです。

行政視察は、昨年、市長部局のほうに参加をしていただきました。ただ、そのときに、一応議会のほうでは各担当部長というようなお話もあったかと思います。そこについて今回、行政視察を行うに当たって、再度、委員会のほうから市側に要請というかお願いというような形で、市長部局、前と同じように3人のうちの1人

なのか、それとも担当部課長なのか、その点をちょっとお伺いしたいなど。

ただ、ここで決まったからといって、市長部局のほうに要望を出したところでそうなるとは限らないということをお話をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員（森田憲二君） できるできないは別にしましても、やっぱり担当、部課長が行っていただければありがたいかなと。ただ、課長となってくるとどうかなと思ってはいますから、3役を含め、3役って今2役と言うのか、担当の部長にぜひ行っていただければどうですかということですか。

○委員長（関野杜成君） ほかに御意見ございますか。

今、森田委員のほうから出た御意見でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 異議がないということですので、その旨、正副委員長のほうで伝えさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それと、同じ行政視察なんですけれども、一応、今までは正副委員長のほうである程度方向性を決めて行政視察というのを行っていたと思いますが、もしあれでしたら、委員さんの方からこういうところへ行きたい、ああいうところへ行きたいというようなものがありましたら、それも踏まえた形で行政視察を行おうかなというふうには思っておりますので、皆様から御意見を頂戴できればなと思っております。きょうここでというわけではありません。

行政視察を行うに当たってですが、一応、時期的なものを考えると、10月、11月というのが相手方の関係もありまして一番ベストなのかなと。たしか総務のほうで何か言われていたんですが、1月とか2月になってしまうと、相手方もなかなか受け入れづらいというような話です。ですので、実施するのであれば、10月ないし11月の実施ということになりますので、それにはまず9月議会で議長に発議をしてもらわなきゃいけない。ただ、9月議会のそれにのせるに当たっては、やはり8月の末ぐらいまでには流れというか、行き先の方とのアポイントをとって了解を得てもらわなきゃいけない。それをするために、やはり1カ月近くまたかかりますので、そういう意味では皆さんからいただく御意見としては7月末ぐらいまでというのが事務局側の考えでは一番いいのかなというふうに思っております。

なので、皆さんから御意見をいただいて、行政視察に関してということに関しては皆さん異議はありませんので、そのような形にさせていただいた上で、7月末までに事務局ないし正副委員長のほうにお伝えいただければと思います。

そこで、できれば、こんなのがいいだけではなく、この市町村でこういうことやっているとか、そこら辺まで決めていただけると事務局のほうもつくりやすいと思いますので、その点について何か御意見等ございましたらお願いをいたします。

○委員（森田憲二君） 議会とは直接関係ないと思うんですけど、今、自転車対策協議会というのがあります。そちらのほうで有料化のほうの話が今出てきております。それで、駅前、当然駐輪場ですから駅前にしかないんですけど、その辺も有料の駐輪場、また無料の駐輪場、それから運営方法、管理運営ですね、その辺も視察項目に入れていただければありがたいかなと思っております。

○委員長（関野杜成君） ほかに御意見はございますでしょうか。

意見がないようなので、今出された意見が全てではありませんので、皆様からどんどん出していただければなと思っております。

事務局のほうから一言ありますので、ひとつお願いします。

○議会事務局次長（長島孝夫君） では、今、行政視察のお話ございました。よろしくお願いいいたします。

スケジュールなんでございますが、実は先日、代表者会議のほうで、このころの、10、11月ごろのスケジュールといたしまして一つございます。これは今年度、昨年度に引き続きまして、市議会議員団の方々の中で、喜多方市への視察に交流訪問でお伺いされるというお話でございます。予算も取っております、議長、それからその他の議員さんが7名と、事務局長ということで、合計9名ということで、日程的には代表者会議の中でほぼ10月25、26日の金、土の1泊で行ってこられるということでほぼ話が固まりつつございますので、このときはちょっと外していただいて行政視察のほうお考えいただくと助かります。

以上でございます。

○委員長（関野杜成君） 今、次長のほうから説明がありましたが、この中に行く方、行かない方おられると思いますが、日程のほうは各会派のほうでは必ず出られるということですので、ちょっと日程調整をこの25、26日はあけておいていただければというふうに思っています。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関野杜成君） 次回日程まだ決まっていません。次回日程は後ほどお知らせをいたします。
よろしいですか。

○委員長（関野杜成君） これをもって、平成25年第4回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午後 3時48分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 関 野 杜 成